

今月のコンテンツ

[経営のお役立ち情報]

- ・ 特例事業承継税制
- ・ インボイス制度
 - 問い合わせの多いIQ&A PART2
- ・ 潜在的マーケット「メタパース」

[今月のトピックス]

- ・ インボイス制度WEBセミナー
- ・ 今月のブックマーク

健全性支援実績No1を目指す！

Tax & Financial Group
TFG 税理士法人
株式会社 東亜経営総研
TFGM & ALLI 株式会社

TFG 検索

〒550-0011 大阪市西区阿波座1-4-4-8F

TEL(06)6538-0872

FAX(06)6538-0896

E-mail info@tfgr.jp
(編集担当 藤本)

特例事業承継税制

－ 計画の提出期限が1年間延長されました －

中小企業のオーナーが所有する自社株式を後継者に移転する際に避けて通れない相続税や贈与税の問題。従来から相続税・贈与税の納税猶予制度が設けられていましたが、平成30年度の税制改正でさらに利用しやすく拡充された特例事業承継税制制度が期間限定で導入されました。この中で要件の一つになっている「特例承継計画」の提出期限が当初令和5年3月31日までとなっていましたが、令和4年度の税制改正で1年間提出期限が延長されました。これにより自社株式の移転についてより腰を据えて考える機会も増えてくるのではないのでしょうか。

そこで改めて特例事業承継税制についてその内容をおさらいしておきたいと思います。

*なお、この制度の終了は当初のとおり令和9年12月31日で変更はありません。

特例事業承継税制とは...

1. 特例事業承継税制とは、平成30年4月1日から令和6年3月31日までに、会社が認定経営革新等支援機関の指導及び助言を受けて会社の後継者、承継時までの経営見通し、承継後5年間の事業計画等が記載された「特例承継計画」を作成し、これを都道府県に提出した場合に贈与税及び相続税の納税猶予の適用を受けることができる制度です。発行済議決権株式総数のすべてが対象となり、適用対象となる株式の評価額の100%に相当する金額に対応する相続税額が猶予されます。
2. 特例事業承継税制の適用には先代経営者の要件、後継者の要件などがあります。
 - (1) 先代経営者の要件...先代経営者からの一括贈与を条件に後継者が特例認定承継会社の代表者以外の者から贈与等により取得する特例認定承継会社の非上場株式等についても、特例経営承継期間の5年以内にその贈与等に係る申告書の提出期限が到来するものに限り、対象とされます。役員になったことのない株主でしかも親族以外の人から贈与を受けても特例制度の適用を受けられます。

- (2) 後継者の要件...特例承継計画に記載された後継者であること。同族関係者で、総議決権の50%超の議決権を有すること。又、後継者が1人の場合であれば、同族関係者の中で最も多くの議決権を保有することとなること。

贈与税：贈与時に18歳以上であること。又、会社の代表権を有し、役員就任から3年以上を経過していること。

相続税：相続開始直前に役員（被相続人が60歳未満を除く）であり相続開始から5か月経過する日までに会社の代表権を有していること。

3. 贈与は令和9年12月31日までに

「特例承継計画」を提出期間内に提出していても、令和9年12月31日までに非上場株式等を後継者に贈与しなければなりません。また、「特例承継計画」を提出期間内に提出していれば、令和5年4月1日から令和9年12月31日までの間に先代経営者が後継者に非上場株式等の贈与をする前に死亡しても、特例事業承継税制における相続税の納税猶予の適用を受けることができます。

4. 「特例承継計画」を提出しないままで、令和5年4月1日以後に先代経営者が死亡した場合や「特例承継計画」を提出しないで令和5年4月1日以後に非上場株式等を後継者に贈与した場合には特例事業承継税制の適用はありません。

この場合には従来からの事業承継税制の適用を考えることとなります。ここで、従来からの事業承継税制と特例事業承継税制との違いについて簡単にまとめてみたいと思います。

現行制度と特例制度の相違点一覧

項目	現行事業承継税制	特例事業承継税制
対象株式	発行済議決権株式総数の3分の2	全株式
相続時の猶予対象評価額	80%	100%
雇用確保要件	5年平均80%維持	実質撤廃
贈与等を行うもの	改正前 先代経営者のみ 改正後 複数株主	複数株主
後継者	後継経営者1人のみ	後継経営者3名まで (10%以上の持株要件)
相続時精算課税	推定相続人等後継者のみ	推定相続人等以外も適用可
特例経営承継期間後の減免要件の追加	民事再生・会社更生時にその時点の評価額で相続税を再計算し、超える部分の猶予税額を免除	譲渡・合併による消滅・解散時を加える
特例承継計画の提出	不要	要
特例承継計画の提出期間		令和6年3月31日まで
先代経営者からの贈与期間	なし	平成30年1月1日から 令和9年12月31日まで

特例事業承継税制の適用のためには計画の作成が必要となるため、かなりの時間を要することになります。計画の提出期限が1年間延長されたとはいえ今から検討を始めても決して早すぎることはありません。経営移譲について少しでも考えておられる方がいらっしゃいましたらこの機会に検討してみたいかがでしょうか？又、もし迷われるようでしたら、とりあえず令和6年3月31日までに「特例承継計画」だ

けは提出しておかれた方がよいと思われます。提出したものの、後で何らかの事情で贈与するのを断念することになったとしても、特にペナルティ等はありません。

インボイス制度

問合せの多いQ & A PART 2

令和5年10月1日から導入される新しい仕入税額控除の方式であるインボイス制度。前回に引き続き、Q & A形式で取り上げます。

Q1：適格請求書等保存方式が開始される令和5年10月1日から登録を受けるためにはいつまでに登録申請書を提出すればよいですか。

A：適格請求書等保存方式が開始される令和5年10月1日から登録を受けようとする事業者は、令和5年3月31日までに納税地を所轄する税務署長に登録申請書を提出する必要があります。登録申請書は、e-Taxを利用して提出できます(個人事業者はスマートフォンでも手続が可能です)。

なお、免税事業者が登録を受けるためには、原則として、消費税課税事業者選択届出書を提出し、課税事業者となる必要がありますが、登録日が令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中である場合は、課税事業者選択届出書を提出しなくても、登録を受けることができます。

令和5年3月31日までに登録申請書を提出できなかったことにつき困難な事情がある場合に、令和5年9月30日までの間に登録申請書にその困難な事情を記載して提出し、税務署長により適格請求書発行事業者の登録を受けたときは、令和5年10月1日に登録を受けたこととみなされます。

なお、「困難な事情」については、その困難の度合いは問いません。また、「困難な事情」の記載がない登録申請書を提出して令和5年10月2日以後に登録を受けた場合の登録日は、その登録を受けた日となります。

Q2：適格請求書発行事業者の情報は、どのような方法で公表されますか。

A：適格請求書発行事業者の情報は、「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」において公表されます。また、適格請求書発行事業者の登録が取り消された場合又は効力を失った場合、その年月日が「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」において公表されます。具体的な公表情報については次のとおりです。

(1) 法定の公表事項

適格請求書発行事業者の氏名又は名称

法人については、本店又は主たる事務所の所在地

特定国外事業者以外の国外事業者については、国内において行う資産の譲渡等に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地

登録番号

登録年月日

登録取消年月日、登録失効年月日

(2) 本人の申出に基づき追加で公表できる事項

次の、の事項について公表することを希望する場合には、必要事項を記載した「適格請求書発行

事業者の公表事項の公表(変更)申出書」をご提出ください。

個人事業者の「主たる屋号」、「主たる事務所の所在地等」
人格のない社団等の「本店又は主たる事務所の所在地」

Q3：適格請求書発行事業者公表サイトでの適格請求書発行事業者の公表情報の確認方法について教えてください。

A：「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」では、交付を受けた請求書等に記載された登録番号を基にして検索する方法により、適格請求書発行事業者の氏名・名称や登録年月日などの公表情報を確認することができます。

なお、相手方から交付を受けた請求書等に記載がある登録番号に基づき、検索を行った結果、該当する公表情報がない場合、請求書等に記載された登録番号が誤っている可能性などがありますので、まずは、相手方にご確認いただきますようお願いいたします(「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」には、登録番号を基にした検索機能があります)。

Q4：適格請求書に代えて、適格簡易請求書を交付できるのは、どのような場合ですか。

A：適格請求書発行事業者が、不特定かつ多数の者に課税資産の譲渡等を行う次の事業を行う場合には、適格請求書に代えて、適格請求書の記載事項を簡易なものとした適格簡易請求書を交付することができます。

小売業 飲食店業 写真業 旅行業 タクシー業
駐車場業(不特定かつ多数の者に対するものに限り)

その他これらの事業に準ずる事業で不特定かつ多数の者に資産の譲渡等を行う事業

「不特定かつ多数の者に資産の譲渡等を行う事業」であるかどうかは、個々の事業の性質により判断しますが、例えば、資産の譲渡等を行う者が資産の譲渡等を行う際に相手方の氏名又は名称等を確認せず、取引条件等をあらかじめ提示して相手方を問わず広く資産の譲渡等を行うことが常態である事業などについては、これに該当します。

なお、適格簡易請求書についても、その交付に代えて、その記載事項に係る電磁的記録を提供することができます。

Q5：当店は、顧客に手書きの領収書を交付しています。適格請求書等保存方式の開始後においても、手書きの領収書を適格請求書として交付することはできますか。

A：手書きの領収書であっても、適格請求書として必要な次の事項が記載されていれば、適格請求書に該当します。

適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号

課税資産の譲渡等を行った年月日

課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容(課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨)

課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額及び適用税率
税率ごとに区分した消費税額等

書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

潜在的マーケット「メタバース」

リアルとバーチャルの融合

一度は耳にしたことがあると思いますが果たして「メタバース」とはいかなるものか？ビジネスとは？

カナダの調査会社の予測によると、メタバース市場は2020年に5.5兆円だったのが2028年には100兆円近くまで拡大するのではないかとされています。今まではゲームを中心に利用されていきましたが、徐々にビジネスでの活用事例も出てきており、市場規模拡大が現実味を帯びてきております。

メタバースとは

メタバースとは、一言でいうと「仮想空間」です。インターネット上に構成される3次元の世界で、アバターと呼ばれる自分の分身を介して世界に入ります。メタバースの特徴は現実世界に限りなく近い状態で活動できることです。現実社会と同じように常に時間が流れている世界で、アバターを動かして遊んだり集まってミーティングをしたりできます。Web上の空間で社会生活を送れるのです。メタバースは新しい概念と思われがちですが実は仮想空間そのものは、2003年からある概念です。

メタバースが活かされる分野

1. ゲーム分野

VR・ARの技術の向上によってより現実に近い体感でゲームができます。従って没入感の高い現実に近い映像体験ができます。

2. コンサートやイベントの開催

アバターを使ったライブやイベントが開催できます。2019年のフジロックフェスティバルでは会場をメタバース上で再現し、来場していない人もライブの体験を共有できるようにする試みが行われました。

3. 仮想通貨による投資・資産運用

仮想空間で商品を作り売買することも可能です。話題にもなりましたが仮想空間の土地の売買や賃貸も可能です。つまり仮想空間で資産運用ができます。

4. 企業のリモート会議・共同作業をスムーズに

今までのオンライン会議ツールでは同じ場所にいる感覚が薄い。参加者の表情や雰囲気をつかみにくい。オンラインだが自分の身なりに気を遣う。などの不満をよく聞きました。メタバース技術を活用すれば、現実世界での顔や手の動きを表現できます。また相手との距離感もリアルに表現されるので、対面に限りなく近い感覚で会議が可能です。また複数人で話し合い、内容をホワイトボードに書き込むような共同作業も行え、これまで以上に会社しなくても出来るが増えると考えられます。

5. Eコマース・サービス提供の場を提供

仮想空間でのマーケティング・販売活動が可能となります。具体的には衣類や雑貨のセレクトショップの「BEAMS」の社員がアバターで接客をしていたり、バーチャル大丸・松坂屋が登場したり3Dの食品モデルで商品の価値や詳細を確認し、実際に購入も可能でした。

バーチャルとリアルの融合が進んできておりメタバース内でポイントを稼ぐと、実店舗での値引きをしてもらえるなど、新たな取り組みがなされています。仮想通貨口座を開かないといけないなど条件が付きますが、新たなチャネルであることは間違いのないと思います。



今月のブックマーク

「アイデア生産工場」アイデアに困った時に一役買ってくれます。キーワードを入れるとそれにまつわるアイデアが・・・一度お試しください。

<http://www.idea-plant.net/>

緊急告知

インボイス制度 WEBセミナー再配信のお知らせ

この度、インボイス制度のシリーズ と のWEBセミナーを再配信します。

インボイス制度の実際の運営が刻一刻と迫ってきております。そこで皆様からのもう一度見たい。インボイスの説明を下請けや友達や社長仲間にして欲しいなどのお声が多数届いております。

新たな制度のため混乱をきたす可能性があり、ご不安を抱いている方が日増しに増えているようにうかがえます。配信期間は終了致しておりますが、この度 前回配信と同じ方式で再配信をさせていただきます。

配信テーマ：シリーズ 「消費税インボイス制度の登録が始まりました」
シリーズ 「売り手・買い手の留意点！」

配信期間 : 9月9日(金)10:00から9月30日(金)24:00迄

費用 : 無 料 視聴時間 : 各約 60 分

配信方法 : YouTube (ダウンロードされると広告が入らずに視聴できます)

申込方法 : info@tfg.gr.jp へ下記項目を明記し、件名に「セミナー申込」と記入の上お申し込み下さい。

会社名

役職・氏名

電話番号

シリーズ 又はシリーズ あるいは両方視聴希望

TFGでは経営管理システムの一環として国際基準のISOにも従来より取り組んでおり、また経営計画策定や事業承継、相続対策等に関する支援等についてのコンサルティング業務、中小M&Aなどご遠慮なくご連絡ご相談下さいませ!

TFGでは現在、時差出勤及びテレワークを限定的に実施しております。ご不便をおかけすることがあるかもしれませんがご理解賜りますようお願い申し上げます。

起業・革新・ベンチャー支援・・・Tax&Financial Group

TFG 税理士法人
株式会社 東亜経営総研
TFGM&A ルリエ株式会社

中小企業経営力強化支援法に基づく経営革新等支援機関に認定されております。

TFG 検索

〒550-0011 大阪市西区阿波座1丁目4番4号

野村不動産四ツ橋ビル8F

(06) 6538-0872 (代表) FAX (06) 6538-0896

[URL] www.tfg.gr.jp [E-mail] info@tfg.gr.jp

TFG ニュース編集担当 藤本 清